

平成30年 第3回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月26日(月)午後1時30分から午後2時45分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	12番	志賀喜一
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員 (2人)

委員	4番	澁江修身
委員	7番	松本信行

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議題第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議題第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議題第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議題第4号 非農地証明願について

議題第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 土澤正道

参事 向田一夫

農地調整係 係長 金子裕美

主査 飯塚康夫

主事 桑子豪敏

7. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成30年第3回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長 開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長 はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号4番 澁江修身委員、議席番号7番 松本信行委員の2名でございます。以上でございます。

議長 ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
ただいまから、平成30年第3回佐野市農業委員会総会を開会いたし

ます。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 川上美由紀委員、議席番号15番 小堀和彦委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、桑子豪敏主事を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号、報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。お手元の現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条490番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は380日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条491番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.8km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。検討事項7項目につきま

しては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達します
ので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委
員にお願いしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当
しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたし
ませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条492番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は3筆で○
○円です。申請地までの距離は3.8km、所要時間は15分です。大農機
具の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、草刈り機各1台を所
有、田植機、コンバイン各1台をリース予定です。農作業従事人数は2
人、従事日数は300日です。検討事項7項目につきましては、5番につ
きまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。
また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いしまし
て、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他
5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合
意見としては許可相当と思われます。

3条493番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は3筆で○
○円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は3分です。大農機具
の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有し
ております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。検討事項
7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積
に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を
地区担当の委員にお願いしまして、結果「問題なし」とのことですので、
こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべ
て該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条494番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は3筆で○
○円です。申請地までの距離は20km、所要時間は30分です。大農機具
の所有状況は、トラクター1台を所有、耕運機、草刈機各1台をリースし
ており、定植機1台をリース予定です。農作業従事人数は2人、従事日数
は300日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許
可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番に
つきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いしまして、結果「問題
なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきま
しては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許
可相当と思われます。なお、本案件につきましては、新規就農ということ
で、農地調整審査会に諮っております。審査会担当班長に結果報告をお願
いしてございますので、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号15頁3条494番に

については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。議案第1号15頁3条494番の案件について、審査会班長、報告をお願いします。

審査会班長

それでは、農地調整審査会の結果を報告します。

3月22日に、委員6名が出席して農地調整審査会を行いました。本申請につきましては、売買による所有権の移転1件です。作付計画といたしましては、ねぎ、セイロン瓜、ブルーベリーを栽培する予定です。申請地の現況はいずれも特に問題ありません。農業経験につきましては、約10年前から米・野菜等の作付けをしており、近隣の農家さんに教えてもらいながら、営農技術を学んできました。本日許可となりましたら、その後は近隣の農家さんと農協の方に随時指導を受けながら、耕作していく予定です。販売先については、農協、レストラン、道の駅等への出荷を予定しております。

今回の申請地は、渡人が農地の管理がしきれず、一部耕作放棄地化した農地を受人が再生し、耕作していくという経緯もあり、総合的に判断し、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

報告は以上となります。ご協議をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。審査会の結果については、ご報告のとおりであります。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成30年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

規則29条30番について報告します。

本願いは、農業用倉庫の敷地として利用するため、規則第29条第1号の該当証明をしていただきたいという案件です。

まず、「願出に係る事項」ですが、願出地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。

周辺の状況は、願出地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「市道幅員6m」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が「2a未満」で、転用目的が自己の耕作のための「農業用倉庫」であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「証明できる」と思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号19頁5条562番から21頁5条564番について、調査班、お願いします。

調査班

5条562番について報告いたします。

本申請は、駐車場として転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田と畑」、東は「田」、西は「宅地」、南は「田と宅地」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「駐車場」としての敷地拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われま。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。す。

5条563番について報告します。

本申請は、資材置場として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域においては「農用地外」で、都市計画区域においては「区域外」です。周辺の状況は、申請地は「田と畑」、東は「雑種地」、西は「宅地」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりと

なっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条564番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「認定外道路幅員1m」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「市道幅員3m」、北は「田と畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。続きまして、議案第3号22頁5条565番から23頁5条566番について、調査班、お願いします。

調査班

5条565番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「水路」、西は「宅地」、南は「市道幅員6m」、北は「水路」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条566番について報告します。

本申請は、駐車場として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員7m」、西は「畑」、南は「宅地」、北は「市道幅員6m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号20頁5条563番から23頁5条566番については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、5条19頁562番については、転用に係る面積が30aを超えている案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号20頁5条563番から23頁5条566番については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、許可相当と決定し、19頁5条562番については、転用に係る面積が30aを超えている案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行い、許可相当と認める旨の回答書を受理した後、それぞれ他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成30年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号25頁非農地382番と26頁非農地383番について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地382番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の東、西、南は畑ですが、営農への支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま。

次に、非農地383番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の南は畑ですが、営農への支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま。以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、議案第4号27頁非農地384番から29頁非農地386番について、調査班、お願いいたします。

非農地384番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の西と北は畑

ですが、営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地385番について報告いたします。

願出地の状況は山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であったことを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。また、願出地の枝木は伐採されておりますが、切り株が残っており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地386番について報告いたします。

願出地の状況は、資材置場および駐車場として利用されております。願出地の北は田、東は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

議 長

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

2番
川上委員

非農地385番について質問です。願出地の周囲もやはり山林でしょうか。

議 長

事務局お願いします。

事務局

はい、周辺は台帳地目が山林となっております。この1筆だけが農地台帳記載の農地となっております。周辺の状況からも非農地はやむをえないと思われます。

2番
川上委員

わかりました。

議 長

よろしいでしょうか。他に質問はございますか。

14番
島田一男委員

非農地382番、非農地383番について、同じ方が宅地として申請していますが、どういうことでしょうか。

事務局

はい、非農地382番については、願出人の自宅が自己農地に越境した案件、非農地383番については第3者の自宅が願出人の農地に越境した案件になります。

議 長

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成30年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第5号 1. 利用権設定関係の32頁6番について、議席番号3番 遠藤 宏委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第5号 1. 利用権設定関係の32頁6番について審議いたします。遠藤 宏委員の退室をお願いいたします。

(遠藤 宏委員 退室 14:43)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1. 利用権設定関係の32頁6番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 1. 利用権設定関係の32頁6番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。遠藤宏委員の入室をお願いします。

(遠藤 宏委員 入室 14:44)

次に、議案第5号 1. 利用権設定関係の32頁6番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1. 利用権設定関係の32頁6番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 1. 利用権設定関係の32頁6番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成30年第3回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時45分閉会

